

市広聴第 143 号
平成 27 年 4 月 23 日

認定 N P O 法人ホテルのふるさと瀬上沢基金
理事長 角田 東一 様

横浜市長 林 文子



市整開保・線引き基準（案）について（回答）

さきに陳情（平成 27 年 3 月 26 日）のありましたことについて、次のとおりお答えします。

1 について

今回の見直しでは、人口フレーム方式を基本としつつも、昭和 45 年の線引き当初とは、社会状況が大きく異なるため、新たな計画フレームの設定については今後の検討課題と考えています。なお、検討にあたっては、上位計画等と整合を図りながら進めていきます。

2 について

駅ごとに駅周辺の特徴が異なることや、まちづくりについて土地所有者の皆様の合意形成が必要となることなどから、駅中心部からの範囲について一律の設定はできないと考えています。

3、7（1）、（4）、（5）、（9）について

本市の市街化調整区域は、全国的に見ても複雑に入り組んだ形状であり、市街化調整区域といっても土地利用の状況は一様ではないため、それぞれの地域に相応しい土地利用を実現していくことが重要であると考えています。

地域の状況を踏まえながら土地利用の実現のため、市街化調整区域における地区計画なども含めて有効な手法を活用していきたいと考えています。

4 について

本記載は、市街化区域の設定について記載したものです。魅力ある持続可能な住環境づくりを積極的に進めるため、緑地等を含んで開発が行われる場合にも、既存樹木の保全や緑化等を行いつつ、周辺土地利用との調和を図る旨を記載しています。

5、7（8）について

都市計画法改正による都市計画決定権限の移譲や社会状況等の変化を踏まえ、「都市の活力・魅力の視点」、「都市と緑・農の共生の視点」、「協働・共創の視点」、「中間領域の視点」、「時間軸の視点」の五つの視点を持って、将来の横浜型のコンパクトな市街地形成を目指すため、線引き見直しを行う必要があると考えています。

具体的には、既に市街化区域と同様の水準と認められる区域等については、地域の実情を踏まえたきめ細かな見直しを実施します。鉄道駅・高速道路インターチェンジ周辺等の戦略的・計画的な土地利用を進める区域や市街化区域の縁辺部等においてまちづくりが進められる区域については、地域の合意形成、事業実施の見通しなどを踏まえ、随時、機動的な見直しを進めます。

6について

整開保については、平成26年6月の都市計画法の改正により、都市計画決定権限が県から本市に移譲されることが決定しました。

これまで、本市では市街化区域内のまちづくりの機運がある地元については、まちづくりコーディネータ等の派遣などの支援を行ってきました。今後は、市街化調整区域についても、「横浜市の都市づくりの基本的考え方」本編13ページ「Ⅲ2（2）基本方針」との整合を前提に支援を行っていくことが望ましいと考えます。

7（2）について

「横浜市の都市づくりの基本的考え方」本編11ページ「Ⅱ2（2）＜時間軸を意識した段階的なまちづくりのシナリオの形成＞」に記載しているように、定期見直しにあたる中期的な取組だけでなく、短期的な取組や長期的な土地利用計画など、時間軸を意識し、目標達成に向けた段階的なプロセスを示しつつ、実現に向けた仕組みをつくる必要があると考えています。

7（3）について

横浜市基本構想（長期ビジョン）や横浜市中期4か年計画（2014～2017）など横浜市の総合計画にて記載されている将来像を主に指しています。

7（6）について

行政、住民、企業等が都市づくりにおける各々の役割を担いながら、相互理解と協働により、地域の発展や課題解決に向けた都市づくりを行うことが重要であり、そのためには、行政が都市計画の方針をより分かりやすい形で情報共有を図ることが必要であると考えています。

7（7）について

横浜型のコンパクトな市街地形成とは、「横浜市の都市づくりの基本的考え方」本編7ページ「Ⅱ2（1）1横浜型のコンパクトな市街地形成」に記載しているように、二つの都心につながる放射状の鉄道軸とその軸上の鉄道駅周辺

に生活拠点を配置することや、駅から離れた住宅団地では緑豊かな自然環境を生かしつつ、主要なバス停周辺等に生活支援機能の集約を図ること、道路などの交通利便性に優れた立地や既存の産業の集積などを生かした土地利用を図ることにより、効率的で、活力のある都市を形成することを考えています。

7 (10)、(11) について

市街化区域編入にあたっては、インフラの整備状況、地域の合意形成等が必要となることから、地区の実情や将来の見通しを踏まえ、直ちに線引き見直しを行うのではなく、市街化調整区域における地区計画などを活用して、適切な土地利用の誘導や都市基盤施設の改善方策等を図った上で線引き見直しを行う必要もあると考えています。

7 (12) について

今回の線引き見直しは、都市計画決定権限の移譲を踏まえ、より地域の実情に即した主体的な見直しを行っていきたいと考えています。

「市民意見を反映できる仕組みをつくる」の記載のように、策定にあたっては、市民意見募集でいただいたご意見も踏まえるとともに、今後も節目において説明会等を開催し、市民の皆様のご意見を伺う機会を設けていきます。

この旨ご了承いただき、貴会の皆様によろしくお伝えください。

(担当)

都市整備局 企画課 電話：045-671-3749 FAX：045-664-4539
建築局 都市計画課 電話：045-671-2658 FAX：045-664-7707